

事務連絡  
令和3年12月10日

都道府県鳥獣行政担当課長 殿

環境省自然環境局  
野生生物課鳥獣保護管理室

第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に係る取扱いについて

鳥獣保護管理行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和3年地方分権改革に関する提案募集において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に関する以下の提案がありました。

- ①鳥獣保護管理法第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）及び同法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の統合
- ②特定計画の策定に関する意見聴取手続に関する規定の見直し

これらの提案を踏まえ、特定計画及び実施計画の策定に係る取扱いを、下記のとおり明確化することとしましたので、お知らせいたします。なお、御不明な点等につきましては、下記担当まで御連絡ください。

## 記

### 1. 第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の統合について

特定計画は、生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、生息数の減少又は生息域の範囲の縮小を目的として、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進するための総合的な計画であり、計画期間は原則として3～5年間程度とされている。

一方、実施計画は、特定計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合に、都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の具体的な計画であり、前年度の捕獲等の実

績を検証し、計画を順応的に見直しながら、機動的・効果的な捕獲等を行うため、計画期間は原則として1年以内とされている。

特に、ニホンジカ、イノシシ等は、自然増加率が高く、環境変化により生息頭数の年変動が大きいという特徴を有することから、都道府県においては、特定計画の目標達成に向けて、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、1年ごとなどの一定のサイクルで特定計画の目標の達成状況を評価、検証し、その評価の結果を踏まえ、実施計画を順応的かつ適切に見直す必要がある。

今般、この両計画を統合するなどの規定の見直しを行うことについて提案を受けたが、上述のとおり、両計画は、期間、目的、内容等が異なっていること、また効果的・効率的な捕獲等を行うため互いに補完しながら機能していることから、別々に策定することが基本である。ただし、順応的に計画を見直すなど、既に科学的・計画的な個体群管理を行っている都道府県において、引き続き両計画の順応的かつ適切な見直しを実施することを前提とする場合には、特定計画及び実施計画を統合して策定することも可能である。その際、特定計画の計画期間内においてもこれまでの捕獲実績等を踏まえ、実施計画を効果的・効率的な捕獲が実施できるよう、1年ごとなどの一定のサイクルで計画の達成状況を評価、検証し、必要な見直しをすることを前提とするならば、都道府県がその実情に応じて特定計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能である。

## 2. 第二種特定鳥獣管理計画の策定に関する意見聴取手続に関する規定の見直しについて

特定計画を策定又は変更しようとするときは、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制機関（以下「合議制機関」という。）への意見聴取を行うこととされている。これは、特定計画の目的を達成するため必要があるときは、都道府県知事は、地域の実情に応じて、狩猟期間の延長など、環境大臣が定める狩猟に係る規制の緩和等を行うことが可能とされていることを踏まえ、合議制機関の議を経ることにより、地域の関係者や専門家との幅広い合意形成を図るためである。

今般、この合議制機関への意見聴取を、検討会等の開催で代替できるよう規定を見直すことについて提案を受けたが、上述のことから、特定計画の作成又は変更の審議に当たって、合議制機関への意見聴取は必要である。ただし、都道府県の判断により、必要に応じて審議会の下に部会等の組織を設置し、当該部会等の決議をもって審議会の決議とする規定を設けることで、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（令和3年環境省告示第69号）で意見聴取することとしている検討会・連絡協議会を代替することができ、事務負担の簡素化・合理化を図ることが可能である。

なお、合議制機関への意見聴取において必要な専門家の選定に当たっては、環境省において実施している「鳥獣プロデータバンク」に登録している専門家の紹介、派遣（※旅費、謝金等の支援）も可能である。

<問合せ先>

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

担 当：村上・小屋松・川畑・小野

電 話：03-5521-8285